

香芝市告示 第100号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公金徴収事務を委託したので告示する。

令和7年4月23日

香芝市長 三橋 和史

1 委託した事務

放置自転車等の移動に係る手数料徴収事務

放置自転車等の保管に係る手数料徴収事務

2 委託を受けた者

香芝市磯壁三丁目66番地3

公益社団法人 香芝市シルバー人材センター 理事長 山下 精久

3 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで